

(仮称) 私のまちづくり条例の構成について

種類	概要	現行 条例	条例数	課題
案1	①市民の主体的な取組と市の支援（案1 前文～第8条） ②市民参加と協働（案1 第9条以降：現行条例の内容） を統合して、一本の条例にする。	廃止・統合	1	<ul style="list-style-type: none"> ・②の制定の背景や趣旨を踏まえて一本化する必要がある、整理が難しい。 ・①部分と比較し、②部分の書き方が硬い。わかりやすさ、読みやすさが足りない。 ・②部分は、解釈に誤解を与えないような書き方にする必要がある。
案2	①市民の主体的な取組と市の支援（案1 前文～第8条） ②市民参加と協働（案1 第9条以降：現行条例の内容） を分けて、二本の条例にする。	現行どおり	2	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり（近助・共助、協働、市民参加）について、2つの条例が存在することとなる。 ・①と②の関係を明らかにする必要がある。

*現行条例とは、千葉市市民参加及び協働に関する条例を指します。